

令和7年10月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令7年10月10日(金) 午前9時30分から11時20分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	○		17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○		1番 望月 稔
農業委員	○		2番 佐野 宏一郎
〃	○		3番 田村 英俊
〃	○		4番 宮崎 和洋
〃	○		5番 谷津倉 寛
〃	○		6番 笹古 時男
〃	○		7番 望月 芳久
〃	○		8番 齋藤 勝
〃	○		9番 鈴木 一孝
〃	○		10番 新舟 進
〃	○		11番 長尾 忠
〃		○	12番 佐野 隆洋
〃	○		13番 太田 篤子
〃	○		14番 渡邊 敏行
〃	○		15番 山本 恵
〃	○		16番 齊藤 金昭
〃	○		18番 後藤 環
〃		○	19番 藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩

統括主幹 深澤 公保

主 幹 野村 昌寛

主 査 佐藤 信子

主 査 小林 靖尚

5 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【会 長】

まず、議事に先立ち、議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め 14 番 渡邊 敏行君、15 番 山本 恵君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記については、農業委員会事務局職員の佐藤 主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」により審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第37号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第52号「取消願いの報告について」までの、計7件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

最初に、議案6ページ及び9ページの令和7年9月保留分、継続審議案件について審議をお願いします。事業者をお呼びしていますので、入室及び説明を依頼してもご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、入室及び説明を依頼します。

(事業者 入室、着席)

【会 長】

それでは、事務局及び事業者より説明願います。

【事業者】

申請地は前法人が管理していましたが、管理が行き届かなかったため、今後は弊社が管理させていただきます。

今まではみょうがを栽培していましたが、水菜と里芋に変更します。

現地はだいぶ荒れていたため、重機を入れ農地に戻す作業をしました。来週から再来週にかけて水菜の種まきをし、12月に収穫予定です。1年目は水菜、2年目は里芋を栽培し、3年目以降は一年ごと変更し繰り返す予定です。水が現地にはないですが、足りないときは運び、農薬も使わせていただきながら管理します。

西部、浜松でも同様の申請をし、更新しており、まずは水菜からしっかり栽培をしていきます。

作業は、毎週水曜日と、状況により週2～3日くらいの予定です。

知識が足りないところに関しては、近所の農園の社長さんにアドバイスを依頼しています。

【担当委員】

申請地は大雨が降ると水が溜まってしまい、また作物が腐ってしまってできませんでしたということになりませんか。

【事業者】

水対策については検討し報告します。

【委員】

マルチをかけているところで水菜を栽培予定とのことですが、どのくらいですか。

来週、水菜の種まきをするとのことだが、一度に蒔いて収穫作業は間に合いますか。

【事業者】

12本です。

水菜は、今回初めてなので2人で作業予定ですが、間に合わないようであれば家族など手伝いを依頼してやります。

【委員】

来年の里芋の種はどこから仕入れますか。一年おきに里芋の種を購入して栽培するのは費用もかかり、効率が悪いように思いますが。

【事業者】

仕入れ先については声掛けをしているところで、浜松の農業法人さんや、現地近くの農園さんに相談します。連作ができないということを聞いていたので、今はこの計画で考えています。

【委員】

営農計画書にある、ブルーベリー栽培3年2ヵ月とあるが、栽培面積はどのくらいですか。

【事業者】

浜松が中心になりますが11反。一年生苗で始めたが失敗したため、土改良からやり直し、現在は三年生苗を植え直して順調に育っているが、まだ収穫までは至っていません。

【委員】

利用する農業機械の中でハンマーナイフモアがリースになっているがどこで借りますか。

【事業者】

浜松でリースをしています。購入も検討しています。ただ、申請地では草刈り機で対応しています。

【会長】

雑草の対策はどのように考えていますか。マルチは何本で機械ですか。手作業ですか。

【事業者】

マルチの外側は除草剤を使わせていただきます。太陽光パネルの下に12本あり、手作業です。

【会長】

果樹園などで使用するハンマーナイフモアをレンタルするより、マルチの機械を借りた方が効率がいいのでは？そういったアドバイスはありませんでしたか。

【事業者】

除草剤などのアドバイスは受けていたが、作業については聞いていませんでした。

【委員】

近所の農園さんにアドバイスを受けているとのことですが、現地を見てもらったことはありますか。どちらの方ですか。

【事業者】

まだ、現地を見てもらったことはありません。申請地のすぐ近くの方です。

【委員】

一年ごと植え替えるのではなく、畑を二つに分けて一年ごと場所を変えて耕作をしたら、里芋の種を買わずにできて、収益も毎年同じように見込めるのではないですか。

【事業者】

ありがとうございます。検討します。

【委員】

もう一回基本をやった方がいい。家庭菜園ではない。浜松の方でもいいので指導者についてもらってしっかり基本をやってください。

【事業者】

はい。わかりました。

【会 長】

出荷先はどこですか。

【事業者】

前の法人が卸していた道の駅や近くのスーパーを考えています。

【委 員】

以前よりも出荷量も増えると思うが対応できますか。

【事業者】

再度検討します。

【委 員】

みょうがはどのくらいできましたか。

【事務局】

みょうがは6kgと報告を受けています。

【委 員】

目標はどのくらいでしたか。

【事業者】

すみません。みょうがについては把握していません。

【会 長】

みょうがは一般的に400キロ。それをパック詰めして出荷となると大変な数字です。それを3年前の委員会で検討し「頑張ってください」ということで出発しましたよね。

【委 員】

その時点でわかっていたなら土壌改良、基本をしっかりしなくてはどうにもならないよね。みょうがは強い地下茎なのに残ってないですか。

【事業者】

残っていません。

【委 員】

みょうがが残っていて、周りに植えておけば収穫ができたんですけど。みょうがは一週間くらいで花が咲いていくから、400キロを収穫するとなるとすごい人数で作業しないと大変でしたよ。

【会 長】

それでもなおかつ挑戦しますか。

【事業者】

はい。やります。

【会 長】

水菜の品種は何ですか。

【事業者】

種は購入済みですが、品種を確認していませんでした。

【委 員】

水菜は連作ができるから、蒔いて収穫を繰り返せばもっと収穫できる。一作だけでは、ほ場管理の期間が長くもったいないと思います。

【事業者】

はい。

【委 員】

管理はそんなにかからないけど、農家は収穫をして出荷するまでの部分がすごく大変なので、2人ではなかなか難しいと思います。

従事者が2人というのは、社長と農業をやらなかったという前法人の方ですか。

三島の方の畑も荒れてしまっているとのことでしたが、従事者としてできないのではないですか。

【事業者】

前法人とは、今回契約書を交わして、必ず収穫するまでのルールを書面で定めてやっていこうと思っています。

【委 員】

でも、その人が何年もやってこなかったからこうなっているのだから、そこでルールを作っても守ってくれるのでしょうか。

【事業者】

そうですね。守らせるつもりでいます。やってもらおうと思います。

【会 長】

以前の申請の時に、こんな畑を持っていますと写真をみせてもらい、指導した後、改良されたのでやる気があるなと思ったので条件付きでと許可をした経緯があったが、現在は荒れている状態ですね。

【事業者】

竹林ようになっていましたが、重機を入れて全部戻しました。

【委 員】

先ほど、収穫が大変だという話がありましたけど、予定の収穫量からすると出荷作業をする場所、人数も必要だと思う。水がなければきれいにすることもできないし、これを運ぶとなると葉物は弱いと思うので、時間がかかれば鮮度も落ちてしまうし、一気に作るとなると手伝う人がいても場所がなければできないと思う。ただ作るだけなら、ここでやりますということではあると思いますが、収穫して出荷するまでが大変なんです。出荷先についても道の駅云々と言っていたが消費できる量ではないと思うし、スケジュールを見ると短期間で収穫となっているが、同時に蒔いてしまったら作業人数も必要になるし、出荷先についてもこれから検討しますと言っていますが、一連の計画がない状態でしたら個人的にはノーというしかない。

【事業者】

そうですね。作業場と出荷先についてはもう一度確認をして、対応したいと思います。

【委 員】

更新が近付いたから、あわてて適当に見繕ったという感じがしないでもないのですが。

【事業者】

林になっていたものですからそれを本気でやるつもりで対応しましたが、まだまだ足りなかったということで、アドバイスいただいたことを改善できるように、もう一度仕切り直したいと思います。

【委 員】

営農計画書で、従事者は2人とのことでしたが、社長は三島から通いますか。

【事業者】

はいそうです。前法人の者と2人で三島から通っています。

【委 員】

会社のホームページを拝見したが、基本は太陽光の販売ですか。そういう営業の合間に作業をするということですか。

【事業者】

太陽光の設置、工事、建設業がメインです。週一は必ず通いますが、それでは足りないということがわかりましたので、そこはもう一度検討します。浜松の農業法人さんにアドバイスをもらって、収穫したものを送って向こうで水洗いから販売までやってもらうとか。

【委員】

それは無理だよ。

【事業者】

無理ですか。そこはアドバイスいただきながら対策を考えます。

【会長】

地元の農協さんとか、市場に相談して契約栽培にするとかいろんな方法があるわけですよ。わざわざ浜松まで鮮度が落ちたものを運ばなくても。

地元でこれって言う人を探して、土づくりから収穫まで全部できる人を農協さんで紹介してもらって、師匠とおおぎながらやった方が早いと自分は思います。

【事業者】

はい。早速農協さんにも行ってみたいと思います。

【委員】

里芋の品種は。

【事業者】

すみません。確認します。

【会長】

質疑が終了しましたので、事業者は退出を願います。説明いただきありがとうございました。
(事業者退出)

【会長】

それでは、裁決に移ります。

農地法第3条許可大淵地区37番・38番、及び農地法第5条許可大淵地区28番について、計画書の再提出とした条件付きで許可をすることをご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、議案5ページの議第37号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

伝法地区40番・41番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は現在すでにキャベツ畑としてきれいに管理されています。今回の申請は、親子間の贈与です。先祖代々農業を営む家系です。父親は高齢で、認定農業者である長男とその後継者も農業に意欲的で期待ができると思います。本件は、新規農業の担い手として何ら懸念はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

伝法地区40番・41番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区40番・41番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区42番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

現地はお茶がきれいに整備されています。70年前に譲受人及び譲渡人の先代が所有権移

転を澄ましていると思われたが、登記ができていなかったとのことです。譲受人は現在も耕作を
しており、引き続き茶の栽培をしていくため、問題ないと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

【会 長】

次に、事務局から補足説明願

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えま

【会 長】

大淵地区42番についてご質問ござ

いませ

んか。
(質問なし)
質疑ござ

いませ

んので、裁決に移ります。
大淵地区42番についてご異議ござ

いませ

んか。
(異議なしの声あり)
ご異議がないよう

です

ので、ご承認願った事にいたしま

す。
以上で、「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議を終わ

【事務局】

ります。
続いて、議案7ページの議第28号の「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。
鷹岡地区1番について、事務局から説明願

【会 長】

います。
(議案朗読)

【担当委員】

それでは、担当委員より説明をお願いします。
申請地は住宅の周囲を囲う細長い土地で、一部は駐車場として使用されています。植木が植

えられていますが、農地としては利用価値がないように思われま

【会 長】

す。
ご審議のほどよろしくお願

【事務局】

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会長】

鷹岡地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案8ページの議第39号の「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

松野地区31番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地の地目は田、数年前まで畑として管理されていましたが、現在は草もない状態です。譲受人は北松野のアパートに在住、家族が増え手狭になったことから分家住宅を建築したいとのことです。周辺も宅地化が進んでおり、排水の心配もなく、問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会長】

松野地区31番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区31番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案10ページの議第40号「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明について」の審議をお願いします。

鷹岡地区4番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請人は定年後、農作業に力を入れており、みかん、レモンなどの果樹類を栽培しています。農機具小屋も整えていて、今後も継続した管理が可能なため、問題ないと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

鷹岡地区4番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区4番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明について」の審議を終わります。

次に、議案11ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【会 長】

次に、議案4ページの専決報告について、事務局に報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。

以上で議事等はすべて終了しました。

令和7年10月10日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
